

# 「おおいたマルシェ（第17回）」企画・運営・設営業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 1. 業務名

「おおいたマルシェ（第17回）」企画・運営・設営業務委託

### 2. 趣旨

本市で育まれた「おおいたの食」と農林水産物の「地産地消」や、木材への親しみを深めてもらう「木育」をテーマとしたイベント「おおいたマルシェ」（以下「マルシェ」という。）を開催することで、市民をはじめとする来場者に、それら製品の情報発信と地産地消の啓発及び木材普及を図る。

### 3. 業務理念

本業務を遂行するにあたり、おおいたマルシェ実行委員会の意図及び目的を十分に理解したうえで、本業務に精通した経験者を定め、安全に十分配慮した人員を配置して目的を達成するように実施しなければならない。

### 4. 疑義

本業務を遂行するにあたって、明示なき事項、または疑義を生じた場合は、契約書による他、甲乙協議の上決定するものとする。（甲とは委託者、乙とは受託者）

### 5. 委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日（月）まで

### 6. 「おおいたマルシェ」概要

(1) 主 催 おおいたマルシェ実行委員会・大分市

(2) 開催日 令和8年11月7日（土）10時～16時

（10時から開会式、大分市地産地消標語コンクール表彰式）

11月8日（日）10時～16時

(3) 実施場所 大分いこいの道広場A・B

(4) 出店内容

①おおいたマルシェ関係団体等 1日あたり32店舗程度

（内2ブースは佐賀関復興応援ブースとする）

②地産地消飲食店舗 1日あたり16店舗

③軽トラ販売 1日あたり3台程度

(5) 催物

①木育関係イベント

②ステージイベント

## (6) その他関連イベント

### ①地産地消料理教室

開催日：令和8年10月25日(日) 10時～13時

実施場所：J：COMホルトホール大分 キッチンスタジオ

### ②魚のさばき方教室

開催日：令和8年10月31日(土) 10時30分～13時30分

実施場所：植田公民館 調理実習室

### ③大分市地産地消標語コンクール作品展示

期間：令和8年10月28日(水)～令和8年11月8日(日)

実施場所：J：COMホルトホール大分エントランスホール111, 112

※マルシェ開催期間のみ、マルシェ会場内にも入賞作品の展示

## 第2章 業務内容

業務内容については下記の1～3に大別する。なお、提案に係る見積書についてもこれに基づき作成し、【共通経費関係】、【地産地消関係】、【木育関係】に係る経費に分けて明記することとする。

また、実施場所における【地産地消関係】に関わる場所を「マルシェエリア」、【木育関係】に関わる場所を「木育エリア」とする。

### 1. 共通経費関係

#### (1) 企画・調整

##### ①ステージイベントの実施（自由提案）

話題性・集客力のあるステージイベントを行うこと。なお、農林水産業の魅力や地産地消、木育に関するステージイベントを各日1回以上行うこと。また、出演者には、市内の学校や団体等を積極的に起用すること。

##### ②会場内の回遊性・消費促進を高めることを目的としたイベントを行うこと。（自由提案）

##### ③各日200人程度を目標に来場者アンケートを実施し、集計・分析結果を報告すること。

なお、アンケート内容は甲が決定する。

##### ④開催初日に行う「おおいたマルシェ」開会式の企画・運営を行うこと。

##### ⑤必要に応じて、出店者や関係者と甲との連絡調整を行うこと。

##### ⑥当日の緊急連絡に備え、出店者および関係者との連絡用携帯電話を準備し、10月9日(金)までに番号を甲へ通知すること。

#### (2) 会場運営

##### ①運営における総括責任者を配置し、マルシェ運営が円滑に進行するよう管理を行うこと。

##### ②夜間警備、通行管理、出店者用駐車場管理（大分市要町54街区を予定）、周辺店舗への無断駐車への対応など、安全管理に必要な警備員等を配置すること。

##### ③当日の来場者の体調不良に備え、本部常駐の看護師・必要備品を配置すること。

##### ④会場内の清掃や発生したゴミの収集及び処理を行うこと。

##### ⑤出店者及びステージイベント出演者の搬入・搬出補助に対応すること。

- ⑥マルシェの来場者数をカウントすること。
- ⑦来場者へ当日配布用チラシを配布すること。
- ⑧その他、迷子や落し物、けが人への対応等、マルシェが円滑に実施されるよう対応すること。
- ⑨会場内において来場者が密集しないよう、安全管理に配慮した必要な人員を配置すること。

### (3) 設営・撤去

設営及び撤去作業については次のとおり完了すること。

#### ① 大分いこいの道広場A・B

設営：令和8年11月4日（水）9時～11月6日（金）13時

撤去：令和8年11月9日（月）15時まで

ア)実施場所の借り上げは、甲が行う。

イ) **別紙1**（設備計画書）を参考に、共通経費関係に必要な設備を準備、配置すること。

ウ)ステージは雨天時でも使用できるよう配慮すること。

エ) 製作物等

- ・会場案内看板（1800 mm×1500 mm程度）：3枚
- ・ステージ看板（7200 mm×600 mm程度）：1枚
- ・無断駐車禁止案内看板（600 mm×1500 mm程度）：2枚
- ・駐車場案内看板（600 mm×1500 mm程度）：1枚
- ・救護所看板（450 mm×450 mm程度）：1枚
- ・イベント案内看板（1500 mm×900 mm）：3枚

※デザイン、設置箇所については、甲と別途協議を行うこととする。

オ) 搬入・搬出に使用するリヤカー6台程度を用意すること。

カ) テントやステージ等の配置について提案すること。（自由提案）

### (4) 広報・宣伝

#### ①ポスター・チラシの作成及び配布

ア) 作成部数・規格

(a) ポスター	100部	B2、縦片面、フルカラー
(b) 事前配布用チラシ	45,000部	A4、両面、フルカラー
(c) 当日配布用チラシ	5,000部	A3、両面、フルカラー

イ) 納品日

(a) ポスター	令和8年10月 7日（水）
(b) 事前配布用チラシ	令和8年10月 7日（水）
(c) 当日配布用チラシ	令和8年10月23日（金）

ウ) 納品及び配布について

(a) ポスターは、甲に納品すること。

(b) 事前配布用チラシの一部は、令和8年10月26日（月）から30日（金）の期間に、金池、大道、長浜校区にポスティングすること（約15,000枚想定）。なお、マルシェ当日の騒音苦情が想定されるエリア（約600世帯）については、事務局が作成

した周知文書も併せてポスティングすること。

(c) 残りの事前配布用チラシは、大分市内の全ての小学校の児童数ごとに梱包し、余剰分とともに甲に納品すること。

(d) 当日配布用チラシは、1,000部を甲に納品し、残りの4,000部については、当日、会場に納品すること。

(e) 市ホームページ掲載等、広報宣伝用にPDFデータも納品すること。

エ) その他

(a) 甲と協議のうえ、デザインレイアウトなど編集業務を行うこと。

②その他メディア等による広報

広告媒体を活用した効果的な宣伝を実施すること。(自由提案)

また、おおいたマルシェ Instagram・facebook アカウントを活用した広報も行うこと。

(5) 提案金額の上限等(共通経費関係)

提案金額(本市との契約額)の上限は 6,545千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、会場使用料はこれに含まない。

## 2. 地産地消関係

(1) 企画・調整

①地産地消飲食店舗の選定(自由提案)

出店条件別紙2を満たす14店舗を令和8年8月21日(金)までに選定し、必要書類を甲に提出すること。なお、2店舗は、甲が別途、一般公募により選定する。

②にら豚PR店舗の選定(自由提案)

出店条件別紙3を満たす1店舗を令和8年8月21日(金)までに選定し、必要書類を甲に提出すること。なお、にら豚PR店舗はおおいたマルシェ関係団体としてカウントする。

③開催初日に行う大分市地産地消標語コンクール表彰式の企画・運営を行うこと。

④甲が指定する場所において、地産地消標語コンクール作品展示を行うこと。ただし、J:COMホルトホール大分エントランスホールにおいては応募全作品、マルシェ会場においては入賞作品のみを展示することとする。なお、地産地消標語コンクールの作品募集及び入賞作品の選定、展示用の会場借り上げは甲が行う。

⑤甲が指定する団体に委託し、地産地消料理教室を実施すること。これにかかる経費として60,000円(税込)を見積り、実施後速やかに支払いを行うこと。なお、参加者の募集及び会場の借り上げ、当日の運営は甲が行う。

⑤甲が指定する2団体に委託し、佐賀関復興応援ブースを設置すること。これにかかる経費として1団体150,000円(税込)を見積り、実施後速やかに支払いを行うこと。

⑥にら豚PR店舗以外のおおいたマルシェ関係団体等及び軽トラ販売についての出店募集及び選定は甲が行う。

⑦必要に応じて、佐賀関復興応援ブースの運営補助を行うこと。

(2) 会場運営

①マルシェエリアの運営における責任者を配置し、円滑にできるよう管理を行うこと。

②安全管理を考慮し、十分なスタッフを配置すること。

### (3) 設営・撤去

各実施場所における設営及び撤去作業については次のとおり完了すること。

#### ① 大分いこいの道広場A・B

設営：令和8年11月4日（水）9時～11月6日（金）13時

撤去：令和8年11月9日（月）15時まで

ア)実施場所の借上げは、甲が行う。

イ) **別紙4**（設備計画書）を参考に、「マルシェエリア」に必要な設備を準備、配置すること。

ウ)以下の物品を甲より受け取り、11月6日（金）までに実施場所へ搬入すること。

・ 幟、三角旗：大分市農政課（本庁8階）

・ マルシェ木箱2種 170箱程度（出店者商品ディスプレイ用）：農政課管理倉庫

縦33cm×横50cm×高さ11cm：120箱程度

縦33cm×横50cm×高さ22cm：50箱程度

エ) 出店用及び休憩用テントの装飾に、マルシェの幟、三角旗を使用すること。

オ) テント等の配置について提案すること。（自由提案）

※出店者の電気使用により、テント配置を妨げないような配置にすること。

#### ② J：COMホルトホール大分エントランスホール111・112

設営：令和8年10月27日（火）9時～13時

撤去：令和8年11月10日（火）16時まで

ア) 実施場所の借上げは、甲が行う。

### (4) 提案金額の上限等（地産地消関係）

提案金額（本市との契約額）の上限は**3,854千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、会場使用料はこれに含まない。

## 3. 木育関係

### (1) 企画・調整

#### ① 木のおもちゃのあそび広場（自由提案）

・ 幼児（1歳から5歳）や児童（6歳から12歳）を主な対象とし、年齢層を考慮した遊び広場を2か所以上設置すること。

・ 1か所あたり1度に30人程度が遊べるような十分なスペースを確保すること。

#### ② 地域材を活用した木工ワークショップ（自由提案）

・ 幼児（1歳から5歳）や児童（6歳から12歳）も体験可能な木工ワークショップを実施すること。

#### ③ 森林・林業に関する普及啓発ブースの設置（自由提案）

・ 来場者（特に保護者世代）を対象に、大分市の森林・林業の現状や役割について理解を深めるためのブースを設置すること。

・ 以下の観点を踏まえ、効果的な手法を提案すること。

ア) 理解を深めるための工夫

森林の重要性や森林の有する多面的機能（例：水源涵養機能・山地災害防止機能・土壌保全機能等）などについて、来場者が直感的に理解できる工夫を行うこと。

イ) 体験性・参加性

子どもと保護者が一緒に学ぶことができる体験的又は参加型の要素を取り入れること。

④甲が指定するマルシェ関係団体による木工ワークショップを実施すること。乙は、当該団体との連絡調整を行うとともに、実施に必要な会場設営、備品配置費用として2万円(税込)を計上し、その他必要な運営補助を行うこと。

⑤上記以外に、木育の推進に向けて効果が高いと見込まれるものを提案すること。(自由提案)

⑥その他

木育エリア全体の各コンテンツが相互に連動するよう構成し、来場者が自然に立ち寄り、一定時間滞在するような構成とすること。

(2) 会場運営

①木育エリアの運営における責任者を配置し、円滑にできるよう管理を行うこと。

②安全管理を考慮し、十分なスタッフを配置すること。

(3) 設営・撤去

設営及び撤去作業については次のとおり完了すること。

① 大分いこいの道広場A・B

設営：令和8年11月4日（水）9時～11月6日（金）13時

撤去：令和8年11月9日（月）15時まで

ア)実施場所の借り上げは、甲が行う。

(4) 提案金額の上限等（木育関係）

提案金額（本市との契約額）の上限は2,999千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、会場使用料はこれに含まない。

### 第3章 報告

実施に要する参考資料、状況写真、成果、振り返り、次回への考察等を製本（A4版）し、紙資料、電子データ両方で納品すること。

### 第4章 特記事項

1. マルシェの企画・運営及び設営において、甲と全体の運営に関する打合せを行うこととし、その他、運営に関することで本業務以外に必要な事項がある場合は、甲乙協議をするものとする。

2. 委託期間中に乙の責に帰すべき理由により発生した事故や第三者に与えた損害については、乙がその賠償の責任を負い、甲に発生原因及び経過を速やかに報告すること。また、必要に応じて保険加入など、賠償に係る備えを行うこと。

3. 本業務で新たに発生する著作権をはじめ、成果品の全ては、甲に帰属するものとする。また、成果品に含まれる構成素材（写真・イラスト等）については、甲が2次的著作物を作成し、利用することについて承諾すること。
4. 乙は、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
5. 乙は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、紛失、既存の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
6. 必要に応じ、おおいたマルシェ実行委員会（9月下旬頃開催予定）及び出店者説明会（10月頃開催予定）へ同席し、設備等の説明をするものとする。
7. 設営は甲立会いの上、最終配置を決定するものとする。
8. 搬入、搬出時及びマルシェ当日に、大分いこいの道広場Cにおいて他のイベントが実施される場合は調整を行うこと。
9. 芝生内に車両を乗り入れないこと。
10. 大分いこいの道広場の利用にあたっては、大分いこいの道協議会の指示のもと、実施場所内の養生を行うこと。
11. 大分いこいの道広場内の沿路に侵入する場合は、舗装を破損することのないよう十分な養生を行うものとする。
12. テントの設営にあたって、芝生を破損することのないように十分な注意を行い設営すること。
13. 実施場所の設営及び撤去にあたっては、歩行者等への安全対策を十分に行うこと。
14. 雨天時には、効果的かつ適正な雨天対策を講じること。
15. その他必要事項については、甲と協議し、決定すること。

## 別紙1 設備計画書(共通経費関係)

### (1)基本テント数等について

テント等の基本数を次のとおりとする。出店数に応じて調整のうえ過不足なく配置すること。

#### 1. おおいたマルシェ本部ブース

パイプテント	2間×3間	2	張
テント側幕	3間	4	枚
テント側幕	2間	4	枚
テーブル	1800×450	8	卓
パイプイス		12	脚
ビニールクロス	900巾	8	枚
電源1口(100V/15A)		2	口

#### 2. スタッフ・職員控テント (木箱用テント1、スタッフ控テント1)

パイプテント	2間×3間	2	張
テント側幕	3間	4	枚
テント側幕	2間	4	枚
テーブル	1800×450	8	卓
パイプイス		15	脚

#### 3. 来場者休憩用

必要に応じてテント及び椅子・机を配置すること。

#### 4. ステージ

## 別紙2(地産地消飲食店舗 出店条件)

### 1. 地産地消飲食店舗 出店要領

#### (1)出店条件

- ①主に大分市内で販売し、大分市内に常設の店舗が存在している事業者であること。
- ②「おおいたマルシェ」(以下「マルシェ」という。)の趣旨を理解し、大分市産農林水産物を使用した地産地消メニューを、全メニューの3割以上提供すること。  
※ただし、飲み物は除きます。  
※椎茸、にら、牛乳、米粉等で大分市産の特定が難しい場合は、大分県産でも可とします。  
※「おおいたの食」と「地産地消」をテーマとしたイベントであるため、できる限り全メニューの5割以上の使用に努めるようお願いします。
- ③販売する全メニュー(飲み物含む)について、保健所へ必要な営業許可申請を行うこと。
- ④他の出店者と協調し、マルシェを円滑に実施すること。
- ⑤①の店舗においても大分市産農林水産物の使用に努めること。
- ⑥申込み者と出店者が同一であること。(名義貸し等による出店は出来ません。)
- ⑦出店者説明会に出席すること。(10月頃開催予定、後日ご案内します。)
- ⑧「おおいたマルシェの出店に係る誓約書」に同意すること。
- ⑨暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### (2)出店ブース(マルシェエリア 地産地消飲食店)

・標準仕様(1小間あたり)

○テント【2.7m×3.6m】 ○テーブル【1.8m×0.45m】3台  
○ビニールクロス【900巾】3枚 ○パイプイス 3脚 ○テントサイン1枚

・追加設備(有料)(※1)

追加設備額については、後日委託事業者から送付する請求書により、お支払い願います。

○テーブル(ビニールクロス付き)【1.8m×0.45m】	〇〇〇円/台
○パイプイス	〇〇〇円/脚
○簡易手洗【コック付き水タンク・バケツ各1】	〇〇〇円/式
○電源【100V/15A】	〇〇〇円/口
○耐火ボード・ブルーシート	〇〇〇円/口

※1:委託事業者が決定後に金額を確定

※火気を利用する出店者は、必ず耐火ボード・ブルーシートを借り上げしてください。

※電源は1口(1500W)までとします。

上記以外に必要な設備がある場合は、出店者各自でご準備ください。

### (3)出店料

標準仕様にかかる分を1小間あたり1日5,500円とします。

※搬入出・食材・備品等は全て自己負担となります。

※売上手数料は頂きません。

### (4)出店料の納入

出店決定後、請求書を送付しますので、9月8日(火)までに、指定する口座へ振り込み願います。

※振込手数料はご負担願います。

### (5)出店者のテント配置の抽選

出店者のテント配置について、以下の点等を考慮して抽選します。

①おおいたマルシェ関係団体エリアと地産地消飲食店舗エリアに分けて配置

②2日間とも出店する出店者の希望を優先して配置

③火気を使用する出店者は、指定したエリア内で抽選(抽選日は10月上旬予定)

### (6)出店の辞退

出店を辞退する場合は、9月8日(火)までの申し出とし、9月9日(水)以降の辞退は認められません。万が一、それ以降に辞退することとなった場合は、出店料と同額の違約金を請求するとともに、翌年度以降の出店を制限する場合があります。

### (7)駐車場

1店舗あたり1台分用意します。(大分市要町を予定)

### (8)食品衛生管理について

①保健所の指示に従い、衛生管理には十分に留意してください。

※一時的飲食店営業及び一時的菓子製造業の営業許可申請が必要な方は、衛生管理計画を作成し、必ず開催の1週間前までに申請してください。

また実演販売等の許可を受けている方は期限を確認してください。(許可を受けていることを確認するため、10月頃に許可書証の写しの提出を求めます。)

②包丁の使用は出来ません。食材の下ごしらえ(洗浄・カット・洗米等)は事前に、営業許可施設あるいは公共の調理室(公民館等)(一時的な許可が必要)で行ってください。

③容器・包装に入った食品を販売する際は、食品表示法に則した表示をしてください。

### (9)搬入・搬出は次のとおり(予定)

搬入日時 令和8年11月6日(金) 14時~17時

令和8年11月7日(土) 7時~9時30分

令和8年11月8日(日) 7時~9時30分

搬出日時 令和8年11月 7日(土) 16時～17時

令和8年11月 8日(日) 16時～17時

※ 搬入の時間は、会場設営の状況によって変動する可能性があり、また、混雑を避けるために各出店者の搬入シフトを実行委員会にて作成します。

※ 夜間は警備員を配置しますが、テント内の貴重品等は出店者の責任で管理してください。

※ 搬入に利用するリヤカーは、実行委員会にて準備します。

※ 通電はマルシェ当日のみ行います。(前日及び夜間の通電は行いません。)

#### (10)ゴミの処理

出店時に出了たゴミは、全てお持ち帰りください。

#### (11)喫煙

条例によりポイ捨て防止等強化区域に指定されていますので、指定された喫煙場所で喫煙してください。(ポイ捨て・路上喫煙等を禁止し、違反した者には罰則を適用。)

#### (12)その他

① 荒天等の事由によるイベントの実施判断は、11月6日(金)の17時までに行います。

② 酒類の販売は禁止です。

③ 製品・商品・特産品等の販売及びその出店の際のトラブルへの対応については、出店者の責任において行ってください。

④ 製品・商品・特産品・その他出店に関する備品等は出店者の責任において保管してください。

⑤ 火気等(ガス、フライヤー等)を使用する場合は必ず消火器(6型以上)を用意してください。

※ 消防署への届出は主催者にて行います。

⑥ 発電機の持込みは禁止します。

⑦ 芝生等、会場内の施設を傷めないよう使用して下さい。

※ 万が一傷めた場合は、原状回復を求める場合があります。

⑧ レジ袋は、有料で提供してください。ただし、レジ袋有料化に関する法令の対象外となる素材を使用する場合はその限りではありません。

⑨ その他関係法令を遵守してください。

## 別紙3(にら豚PR店舗 出店条件)

### 1. にら豚PR店舗 出店要領

#### (1)出店条件

- ①ホームページ「にら豚PR大作戦～大分発祥の『にら豚』を盛り上げよう！～」  
(URL: <https://nira.oitacity.info/>)に掲載されており、大分市内に常設の店舗が存在している事業者であること。
- ②大分市独自のメニューである「にら豚」をPRするため、大分産のにらを使用し、「にら豚」を提供すること。
- ③他の出店者と協調し、マルシェを円滑に実施すること。
- ④申込み者と出店者が同一であること。(名義貸し等による出店は出来ません。)
- ⑤出店者説明会に出席すること。(10月頃開催予定、後日ご案内します。)
- ⑥「おおいたマルシェの出店に係る誓約書」に同意すること。
- ⑦暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### (2)出店ブース

・標準仕様(1小間あたり)

○テント【2.7m×3.6m】 ○テーブル【1.8m×0.45m】3 台

○ビニールクロス【900巾】3 枚 ○パイプイス 3 脚 ○テントサイン1枚

・追加設備(有料)(※1)

追加設備額については、後日委託事業者から送付する請求書により、お支払い願います。

○テーブル(ビニールクロス付き)【 1.8m×0.45m】 ○○○円/台

○パイプイス ○○○円/脚

○簡易手洗【コック付き水タンク・バケツ各1】 ○○○円/式

○電源【100V/15A】 ○○○円/口

○耐火ボード・ブルーシート ○○○円/口

※1:委託事業者が決定後に金額を確定

※必ず耐火ボード・ブルーシートを借り上げてください。

※電源は1口(1500W)までとします。

上記以外に必要な設備がある場合は、出店者各自でご準備ください。

#### (3)出店料

標準仕様にかかる分を1小間あたり1日5,500円とします。

※搬入出・食材・備品等は全て自己負担となります。

※売上手数料は頂きません。

#### (4)出店料の納入

出店決定後、請求書を送付しますので、9月8日(火)までに、指定する口座へ振り込み願います。  
※振込手数料はご負担願います。

#### (5)出店者のテント配置の抽選

出店者のテント配置について、以下の点等を考慮して抽選します。

- ①おおいたマルシェ関係団体と地産地消関係に分けて配置
- ②2日間とも出店する出店者の希望を優先して配置
- ③火気を使用する出店者は、指定したエリア内で抽選(抽選日は10月上旬予定)

#### (6)出店の辞退

出店を辞退する場合は、9月8日(火)までの申し出とし、9月9日(水)以降の辞退は認められません。万が一、それ以降に辞退することとなった場合は、出店料と同額の違約金を請求するとともに、翌年度以降の出店を制限する場合があります。

#### (7)駐車場

1店舗あたり1台分用意します。(大分市要町を予定)

#### (8)食品衛生管理について

- ①保健所の指示に従い、衛生管理には十分に留意してください。  
※一時的飲食店営業及び一時的菓子製造業の営業許可申請が必要な方は、衛生管理計画を作成し、必ず開催の1週間前までに申請してください。  
また実演販売等の許可を受けている方は期限を確認してください。(許可を受けていることを確認するため、10月頃に許可書証の写しの提出を求めます。)
- ②包丁の使用は出来ません。食材の下ごしらえ(洗浄・カット・洗米等)は事前に、営業許可施設あるいは公共の調理室(公民館等)(一時的な許可が必要)で行ってください。
- ③容器・包装に入った食品を販売する際は、食品表示法に則した表示をしてください。

#### (9)搬入・搬出は次のとおり(予定)

搬入日時 令和8年11月6日(金) 14時~17時  
          令和8年11月7日(土) 7時~9時30分  
          令和8年11月8日(日) 7時~9時30分  
搬出日時 令和8年11月7日(土) 16時~17時  
          令和8年11月8日(日) 16時~17時

※ 搬入の時間は、会場設営の状況によって変動する可能性があり、また、混雑を避けるために各出店者の搬入シフトを実行委員会にて作成します。

※ 夜間は警備員を配置しますが、テント内の貴重品等は出店者の責任で管理してください。

※ 搬入に利用するリヤカーは、実行委員会にて準備します。

※ 通電はマルシェ当日のみ行います。(前日及び夜間の通電は行いません。)

## (10)ゴミの処理

出店時に出たゴミは、全てお持ち帰りください。

## (11)喫煙

条例によりポイ捨て防止等強化区域に指定されていますので、指定された喫煙場所で喫煙してください。（ポイ捨て・路上喫煙等を禁止し、違反した者には罰則を適用。）

## (12)その他

- ①荒天等の事由によるイベントの実施判断は、11月6日(金)の17時までに行います。
- ②酒類の販売は禁止です。
- ③製品・商品・特産品等の販売及びその出店の際のトラブルへの対応については、出店者の責任において行ってください。
- ④製品・商品・特産品・その他出店に関する備品等は出店者の責任において保管してください。
- ⑤火気等(ガス、フライヤー等)を使用する場合は必ず消火器(6型以上)を用意してください。  
※消防署への届出は主催者にて行います。
- ⑥発電機の持込みは禁止します。
- ⑦芝生等、会場内の施設を傷めないよう使用して下さい。  
※万が一傷めた場合は、原状回復を求める場合があります。
- ⑧レジ袋は、有料で提供してください。ただし、レジ袋有料化に関する法令の対象外となる素材を使用する場合はその限りではありません。
- ⑨その他関係法令を遵守してください。

#### 別紙4 設備計画書(地産地消関係)

##### (1) 出店者の基本設備について

①1出店者につき1箇所の販売ブースを設置し、ブースの基本設備を次のとおりとする。

品目	数量	単位
テント(間口2.7m×奥行3.6m)	1	張
テーブル(1.8m×0.45m)	3	卓
ビニールクロス(900巾)	3	枚
パイプイス	3	脚

②次の設備については、出店者からの希望がある場合は、追加で配置すること。

なお、出店者からの希望のとりまとめは事務局において行う。

※利用料については、出店者から直接徴収すること。

品目	単位
テーブル(1.8m×0.45m)	張
ビニールクロス(900巾)	枚
パイプイス	脚
簡易手洗い用具一式(コック付き水タンク・バケツ各1)	セット
電源1口(100V/15A)	口
耐火ボード・ブルーシート	セット

##### (2) 基本テント数等について

テント等の基本数を次のとおりとする。出店数に応じて調整のうえ過不足なく配置すること。

項目	仕様	数量	単位
1 マルシェ関係団体エリア(32店舗)			
パイプテント	2間×3間	16	張
テント側幕	3間	32	枚
テント側幕	2間	48	枚
テーブル	1800×450	96	卓
パイプイス		96	脚
ビニールクロス	900巾	96	枚
2 地産地消飲食店舗エリア(16店舗)			
パイプテント	2間×3間	8	張
テント側幕	3間	16	枚
テント側幕	2間	24	枚
テーブル	1800×450	48	卓
パイプイス		48	脚
ビニールクロス	900巾	48	枚

##### (3) その他必要設備について

給排水設備、電気関係設備、ブーステントサイン等その他必要設備についても、マルシェブースを実施するために必要な設備を事務局と協議のうえ準備、配置すること。

# おおいたマルシェ(第17回)出店申込書

団体名					
責任者名					
テントサイン					
住所	〒 -				
携帯電話			E-mail		
必要コマ数	※標準設備1コマ:間口(2.7m×3.6m),机3,イス3				
<b>追加備品(有料)</b>  ※1 標準仕様として机3・イス3を準備します。 その外に必要なものを記入してください。 ※2 発電機の持込みはできません。		金額	必要数	日数	計 (金額)
	テーブル (ビニールクロス付き)	○円/台			
	パイプイス	○円/脚			
	簡易手洗い	○円/式			
	電源	○円/口			
	耐火ボード・ブルーシート	○円/式			
	合計金額				
<b>持込機材</b>  ※電気を使用する機材は、消費電力(W数)もご記入ください。					W
					W
					W
					W
出店希望日	11月7日(土)・8日(日) (出店希望日に○をしてください)				
<b>火気使用</b> ※火気使用が有の場合は、必ず追加備品に耐火ボード・ブルーシートが必要です。	有 ・ 無 (どちらかに○をしてください)				
<b>出店に係る保健所の食品営業許可</b>	いずれかに○をし、許可番号等を記入してください。 取得済(許可番号: )・一時申請予定・ 不要(理由: )				
<b>出店内容</b>	※大分市産農林水産物を使用した商品及び郷土産品を <b>3割以上</b> 入れてください。(飲み物を除く)(メニュー数) 飲み物を含めて、販売する全メニューをご記入ください。 商品名の後ろに、使用する市産農林水産物をご記入ください。例)びわゼリー(市産びわ)				
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容について、営業許可の確認目的に限り、保健所衛生課へ 情報提供されることに同意します。 ※目的の範囲内でのみ使用し、適切に管理いたします。					
おおいたマルシェ事務局(大分市農政課) 行 FAX 097-534-6176					

# 記入例

## おおいたマルシェ (第17回) 出店申込書

団体名	おおいたマルシェの会 (有)				
責任者名	大分 マルシェ				
テントサイン	おおいたマルシェの会				
住所	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号				
携帯電話	090-0000-0000	E-mail	nosei3@city.oita.oita.jp		
必要コマ数	1	※1コマ: 間口(2.7m×3.6m), 机3, イス3			
追加備品 (有料)	テーブル (ビニールクロス付き)	金額	必要数	日数	計 (金額)
	パイプイス	○円/脚	1	2	
	簡易手洗い	○円/式			
	電源	○円/口	1	2	
	耐火ボード・ブルーシート	○円/式			
	合計金額				
持込機材	冷凍庫				150 W
	フライヤー、ガスボンベ				W
	保温専用ジャー				50 W
	レジスター				50 W
出店希望日	11月7日(土) 8日(日) (出店希望日に○)				
火気使用 ※火気使用が有の場合は、必ず追加備品に耐火ボード・ブルーシートが必要です。	有 ・ 無 (どちらかに○をしてください)				
出店に係る保健所の食品営業許可	いずれかに○をし、許可番号等を記入してください。 取得済(許可番号: R00-0000) ・ 一時申請予定 ・ 不要(理由: )				
出店内容	※大分市産農林水産物を使用した商品及び郷土産品を3割以上入れてください。(飲み物を除く) 飲み物を含めて、販売する全メニューをご記入ください。商品名の後ろに、使用する市産農林水産物をご記入ください。例) びわゼリー (市産びわ)				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なら豚まんじゅう(市産なら使用)</li> <li>・ りゅうきゅう丼(1食ずつパックし、冷凍したものを解凍、ごはんの上に乗せて提供します)</li> <li>・ からあげ(県産米粉使用)</li> <li>・ 農産物(市産・水耕せり、みつば等)</li> </ul>				
<input checked="" type="checkbox"/> 申請書に記載した内容について、営業許可の確認目的に限り、保健所衛生課へ情報提供されることに同意します。 ※目的の範囲内でのみ使用し、適切に管理いたします。					

メールで連絡をおくることも多いので、なるべく記入をしてください。

テントに設置する店舗名です。

記入例は机が4卓、イスが3脚、電源1口が必要な場合です。  
※1標準仕様の数をそれぞれ差し引いて記入してください。

※金額については、委託事業者が決定後に確定します。(8月ごろ)

カセットコンロ等、電源を使用しない機材も全て記入してください。記入しきれない場合は行を増やすか、枠外に記入してください。

市外の許可番号は表記が異なります。(例:○保第000-000号) 記入しきれない場合は行を増やすか、枠外に記入してください。

不要の場合理由例:  
調理を行わず販売のみなので、営業届出提出予定。仕入れ品の物販のみ。など

## おおいたマルシェの出店に係る誓約書

おおいたマルシェの出店にあたり、以下の事項について特に留意することを誓約いたします。

- 1 出店条件、その他関係法令（食品衛生法等）を遵守すること。
- 2 おおいたマルシェにおいて、事故、苦情等の問題が生じたときは、出店者がその責任を負い、解決に対し誠実に対処すること。
- 3 農産物を提供する場合、安全・安心な農産物づくりのため、農薬・肥料・土壌改良資材等を適正に使用するとともに、以下の事項を遵守すること。
  - ・無登録農薬は使用しません。
  - ・農薬の登録内容、使用時期、使用濃度、使用回数、収穫前使用日数等を厳守し、安全に使用します。
  - ・安全性の確認できない資材は使用しません。

令和 年 月 日

おおいたマルシェ実行委員会  
委員長 佐藤 京介 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

---

[法人、団体にあつては法人・団体名・代表者名]

(ふりがな)

氏 名

(記名押印又は署名)

---

担当者：

担当者連絡先：

---

# 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

## 記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
  - (7) 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分市長 足立 信也 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

\_\_\_\_\_  
[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]  
(ふりがな)

氏 名

\_\_\_\_\_  
生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

担当者： \_\_\_\_\_

担当者連絡先： \_\_\_\_\_

※ 市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ない旨の誓約をお願いしています。